

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定既存耐震不適格建築物に係る指示・公表
根拠条例・規則名		建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項		第 1 5 条 第 2 項、第 3 項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築総務課 (電話：048-829-1539)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。  (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 25 年 11 月 25 日設定 平成 25 年 11 月 25 日最終改正
備 考		